

代議員選出規程

(平成28年1月22日理事会議決)
(平成29年3月3日理事会一部改訂)

総則

第1条 公益社団法人日本生体医工学会（以下本会という）定款第6条に定める代議員の選出については、定款に定めるもののほか、この規程による。

2 本会には、医学・生物学系の研究者と、理学・工学系の研究者が正会員として所属するので代議員がどちらか一方に偏らないようにしなければならない。同様に地域性ならびに企業への所属の有無についても偏りがないようにしなければならない。そのため本規程において正会員を会員登録情報に基づいて、M（医学・生物学）系／E（理学・工学）系、所属支部（北海道、東北、関東、甲信越、東海、北陸、関西、中国・四国、九州）、および企業／非企業所属の3種類の属性で分類し、代議員の構成に属性による偏りがないように対処を行うこととする。

選挙管理委員会

第2条 代議員を選出するため、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

1) 非改選の理事 1名

2) 正会員 3名以上10名以内

3 選挙管理委員会の委員長は本条第2項第1号の委員をもって充てる。

4 本条第2項第2号の委員は選挙管理委員長が選任する。

5 委員長は選挙管理業務を統括する。

第3条 選挙管理委員会は、次の各号に規定する職務を行う。

1) 代議員選挙に関する業務を行い、選挙結果を確定し、理事会および総会に報告する。

選挙

第4条 代議員選挙は隔年に実施する。

第5条 代議員選挙の方式は正会員から10名以下の連記による無記名投票とする。ただし、M系ないしE系的一方から6名を超えて記載することはできない。

第6条 選挙管理委員会は、M系／E系、所属支部、および企業／非企業の3種類の属性にもとづいて、以下の手続きによって代議員の当選者を決定する。

2 (M系／E系) 選挙管理委員会は、M系とE系に分けた得票数順の名簿を作成し、それぞれ上位から代議員定数下限の1/3の人数を当選とする。

3 (所属支部) 選挙管理委員会は、代議員定数下限の2/3の人数を所属支部ごとの当該年度会員数で案分(端数は切り上げ)した支部ごとの最低代議員数を算出し、本条第2項の当選者をそれぞれの所属支部に配分した後、それぞれの支部について、本条第2項の当選者を除いてM系と

E系を区別せずに所属支部ごとに得票順に再配列した名簿の上位から最低代議員数に不足する人数を当選とする。

4 (企業／非企業) 選挙管理委員会は、代議員定数下限の5% (端数は切り上げ) の企業関係者最低代議員数を算出し、本条第2項と3項の当選者を企業／非企業に配分した後、企業所属の正会員について、本条第2項と3項の当選者を除いてM系とE系を区別せずに得票順に再配列した名簿の上位から企業関係者最低代議員数に不足する人数を当選とする。

5 選挙管理委員会は、本条第2項と3項および4項の当選者を除き、M系とE系を区別せずに得票順に再配列した名簿の上位から代議員定数上限までの人数を当選とする。

6 本条第2項から5項において最下位に同点者がある場合は、入会承認順(再入会の場合は、再入会時)に当選とする。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

第7条 前条により選任された代議員に代議員定数下限を満たさない欠員が生じた場合は、前条第5項の次点者を繰り上げるものとする。

第8条 選挙管理委員会は投票結果に基づいて代議員の当選者名簿および次点者名簿を作成して理事会および総会に報告する。

第9条 代議員の選挙は当該年の11月ないし12月に実施する。